

その他	<p>○著作権、肖像権の侵害に当たるもの</p> <p>○あたかも東温市社会福祉協議会が推奨しているような表現のもの</p> <p>○社会問題を起こしている業種や事業者</p> <p>○民事再生法又は会社更生法による再生、更生手続き中で、再生更生計画について認可が決定されていない事業者</p> <p>○行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの</p> <p>○その他、東温市社会福祉協議会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの</p>
掲載にあたり留意が必要なもの	
医療、医薬品等	<p>○医療芳情の診療科目及び法で認められた医業類似行為（あんまマッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師）以外の広告を掲載しない</p> <p>例：エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形等の医療、施術、役務サービス業の広告は掲載しない。</p> <p>○医薬品、医薬部外品、化粧品の商品については、薬事法第66条から第68条の規定を遵守すること。</p> <p>○健康食品の広告については、健康増進法第32条の2の規定を遵守すること</p>
弁護士、税理士等	<p>法律又はそれぞれの資格者団体の会則により広告規制の行なわれている各資格（弁護士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、社会保険労務士、弁理士及び行政書士）については、掻く規制を遵守すること。</p>
映画、興行等	<p>年齢制限等、一部規制を設けているものはその内容を表示する。</p>
組合、団体等	<p>労働組合のように一定の社会的立場と主張をもった組織の掲載内容は、名称、所在地、及び一般的な事業案内等に限定する。</p>
アルコール飲料	<p>○未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること</p> <p>例：「お酒は20歳を過ぎてから」等</p> <p>○飲酒を誘発するような表現の禁止</p> <p>例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等</p>
責任の所在が不明確な広告	<p>原則として、広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。</p>